

運転免許自主返納者サポート事業加盟に関する確認書

第1 目的

自動車の運転に不安を持つ高齢者に対し、運転免許証を自主返納しやすい環境を構築するため、運転経歴証明書所持者への優遇制度を充実させ、もって、高齢者の交通事故防止と交通環境の安全確保を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 自主返納者
道路交通法第104条の4(申請による取消し)により運転免許証を返納した者を言う。
- 2 企業等
本事業において自主返納者に生活の支援を提供する商店、企業、自治体及び協力団体等を言う。
- 3 サポート店
本事業の目的に賛同し加盟した企業等を言う。

第3 事業内容

本事業の目的に賛同し、自主返納者に対する生活の支援(割引サービス等によるサポート)を提供し、本事業に加盟する企業等をサポート店とし、各サポート店が定めた支援を運転経歴証明書を提示した自主返納者に対し提供するものとする。

第4 支援対象及び内容

- 1 対象
自主返納者で運転経歴証明書を提示した者とする。
ただし、サポート店が支援対象者の年齢や、支援者を含む対象人数等を定めることは、これを妨げない。
- 2 内容
サポート店が独自に定めるものとする。

第5 サポート店への加盟

- 1 サポート店加盟申込み
サポート店への加盟を希望する企業等は、本書記載事項に同意のうえ、
「運転免許自主返納者サポート店加盟申請書」(様式第1号)
「誓約書」(様式第1号の2)
「役員等名簿」(様式第1号の3)
「支店等一覧表」(様式第1号の4)
を静岡県警察本部交通部交通企画課又は、各警察署交通課(以下「静岡県警察」)に提出するものとする。
なお、自治体による加盟については、

「運転免許自主返納者サポート加盟申請書」（様式第1号の5 自治体加盟用）を提出するものとする。

2 留意事項

静岡県暴力団排除条例の基本理念にのっとり、本事業に暴力団及び暴力団関連企業等は加盟できないものとする。

その他サポート店として適当でないと認められる場合についても加盟できないものとする。

第6 ポスター等の交付及び掲示

1 ポスター、ステッカーの交付

サポート店への加盟は、静岡県警察が発行する「運転免許自主返納者サポート店ポスター」及び「運転免許自主返納者サポート店ステッカー」の交付をもって完了するものとする。

2 ポスター、ステッカーの掲示

サポート店は、静岡県警察が交付した「運転免許自主返納者サポート店ポスター」及び「運転免許自主返納者サポート店ステッカー」を店舗入り口やレジ等、利用者の目につきやすい場所に掲示するものとする。

第7 運転免許自主返納者サポート店一覧表への掲載

サポート店は静岡県警察ホームページの「運転免許自主返納者サポート店一覧表」にサポート店名、所在地、支援内容及び連絡先等を掲載するものとする。

第8 支援内容等の変更

サポート店が、前記第5、1により提出した内容を変更しようとするときは、「支援内容等変更申請書」（様式第2号）を静岡県警察に提出することとする。

第9 サポート店の脱退

サポート店は本事業から脱退する場合は、「運転免許自主返納者サポート店脱退申請書」（様式第3号）を静岡県警察に提出することとする。

また静岡県警察は、サポート店として適当でないと認められる行為があった場合には脱退させる等の必要な措置をとるものとする。

脱退時には「運転免許自主返納者サポート店ポスター」及び「運転免許自主返納者サポート店ステッカー」を静岡県警察に返納するものとする。

第10 秘密の保持

静岡県警察は、前記第5、1により提出をうけた内容を、本事業への利用以外の目的で使用してはならない。

また、サポート店は本事業において知り得た個人情報を外部に漏らし、または他の目的で使用してはならない。

サポート店が脱退した後においても同様とする。

第 11 自主返納者との紛議

サポート店は支援内容を適正に実施し、自主返納者との間で紛議が発生しないよう努めることとし、紛議が発生したときには、両者間で解決を図るものとする。

第 12 広報

静岡県警察は、「運転免許自主返納者サポート店一覧」を静岡県警察ホームページに掲載するほか、運転免許窓口等に「運転免許自主返納者サポート店一覧」を備え付けるなどして、本事業を広報するものとする。

第 13 本確認書に定めがない事項

本確認書に定めがない事項については、必要に応じてサポート店と静岡県警察が協議決定するものとする。